

3.給付金の支給手続き

I. 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 対象者には、通知書を送付します。
- ▶ 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。振込日につきましては、通知書をご確認ください。

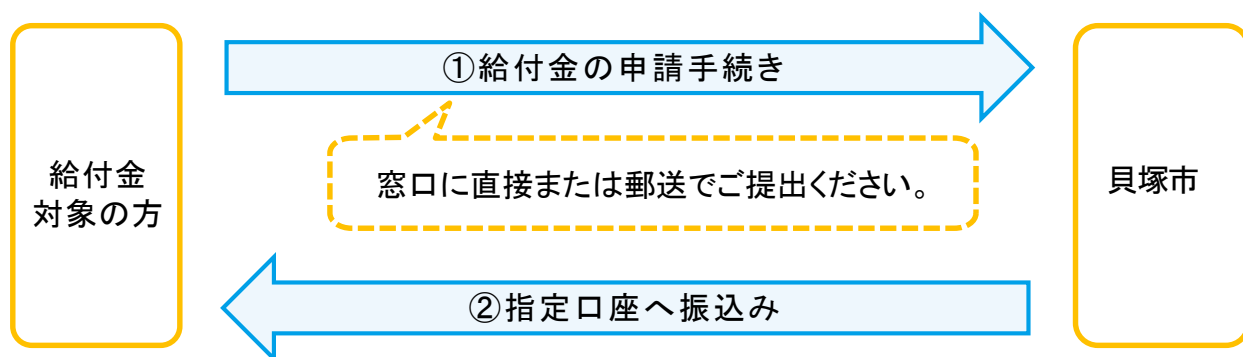
【ご注意ください】

※ 給付金の受取りを希望しない場合は、通知書に記載されている期日までに子ども福祉課までご連絡ください。

※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方(例.高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに貝塚市健康子ども部子ども福祉課の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、指定口座に随時振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・地区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、貝塚市や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。